

## 参 考 資 料

土木學會誌 第十七卷第五號 昭和六年五月

### 大 倫 敦 地 方 計 畫

(By. Dr. Raymond Unwin, F. R. I. B. A.)

本論文は大倫敦地方計畫 (Regional Planning) の組織とその最近の活動とを詳述したるものにして, International Housing and Town Planning Bulletin, Dec. 1930, No. 24 所載のものなり。

「参考」英國の地方行政は國內を 62 の county (縣) に分ち, 更に 60 餘の county borough (獨立市) (人口 5 萬以上) を設け, 各 county は之れを數個の urban district (町), rural district (村) に分割してゐる。本抄譯に於て計畫を立案する地方廳と言ふのは主として county borough, borough, urban d. 及び rural d. である。

現在の大倫敦地方 (the Greater London Region) は London 及び Middlesex 兩縣の全部及び Hestfordshire, Essex, Kent, Surrey, Buckinghamshire 諸縣の一部を包含する廣大なる面積を言ふ。直徑約 50 哩, 面積 1 846 平方哩, 人口は急激なる膨脹を示し 9 000 000 人に達せんとしてゐる。本地方の中心をなす London 縣は 1888 年法により設立され, 1899 年従來の 127 地方廳を廢して新に 28 boroughs (都區) に分割し, 各 mayor を置き, 各その都區内の行政を司り, 縣全體に亘る問題は擧げて縣の行政に屬せしめた。

都市計畫立案其の他の權力は London 縣に於ては總べて county council に屬してゐるが, 大倫敦地方區域内の他の部分では之れを構成する 52 の地方廳 (即ち county borough 3 個, borough 16 個, urban district 87 個, rural district 26 個の councils より成る) に屬してゐる。

#### 計 畫 の 作 製

計畫 (scheme) の作製は之れ等の地方廳の權限に屬し, 地方廳はその區域内に於ける幹線道路, 用途地域, 建築物制限, 其の他土地所有權の明細, 計畫に依る受益の如何等, 計畫施行上の準則を定めた scheme を作製する。然る後土地所有者と協議し, 努めて其の了解を求め, 然る後衛生大臣に scheme の認可を求める。衛生大臣は之れを計畫地に於て公示し, 關係者の言を聴き, 之れを参考とし, 必要なる場合には修正して scheme を認可する。此の大臣の認可は議會通過と同等の法律的効果を生む。斯くて大倫敦地方中に 110 の scheme あり, 内 8 個は認可済, 39 個は近く認可の筈, 残り 63 個が全く初期準備中である。

然し乍ら此の計畫 (scheme) は地方廳が主としてその住民の要求に適合する様に作製した

もので、その區域も極めて狭少である。大倫敦の開発計畫は之れ等の小さい scheme の集りである。従つて幹線道路、排水、空地保存等の問題はかく細分した scheme では甚だ困難である。爲に隣接數個の scheme を一團として統一する爲、或は施行機關として、或は顧問機關として聯合都市計畫委員會又は地方計畫委員會を設ける事が出来る。現在かゝる顧問委員會は大倫敦地方に (London County を除く) 12 個あり、2 個以上の委員會に加入してゐる地方廳も少くない (附圖第二参照)。

此の委員會は専門の都市計畫家を置いて調査、研究、報告をなす。委員會の效果は其の推薦意見を各地方廳が採用するか否かによる。この効果を完からしむるには事業費の配分が重要である。Middlesex 縣の如きは大いに委員會の意見を採用し、地方計畫中重要な空地保存を承認し、多きは 75 % 以上にも及ぶが、地方廳が之れ等の土地を獲得する場合その費用は縣全體の負擔としてゐる。

然し乍ら大倫敦の發展を統制するには以上の組織でも尙甚だしい不便不合理を生じた。即ち空地の保存、上下水、其の他の公共施設等は大倫敦を一體として計畫するを最も合理的とし、亦最も必要とせらるゝに至つた。従つて衛生大臣の發議により大倫敦全部の承認を得て 1927 年茲に大倫敦地方計畫委員會の設立を見、各地方廳は或は直接、或は間接にその代表者を参加せしめたのである。

大倫敦委員會には簡便なる爲次の 4 個の小委員會を設けてゐる。

- (1) 總 務 …… 行財政關係
- (2) 分 散 …… 倫敦の發展を研究し都市能率を増進せんが爲人口及び工業の分散を圖る
- (3) 空 地 …… 必要なる空地の面積とその配置の調査研究
- (4) 交 通 …… 交通主として幹線交通の技術的諸問題の調査研究

大倫敦委員會は區々たる details の計畫を行ふに非ずして、主として大局より遠觀したる指導計畫を決定して地方廳の開発計畫に指針を與へるものである。委員會の第一回報告(1930 年 5 月)によれば、

#### 公 共 空 地

(1) 本地方の發展は近來點在的傾向を多分に有し、新宅地は主としてその後方に充分の空地を保有する地方に進み、従つて空地の保有は土地開發上重要な問題となつてゐる。本地方に保有さるべき公共空地の總面積は約 200 平方哩を目標とし、着々と之れが獲得に力めてゐる。

(2) 將來の宅地の一部を空地に保有するともその地方全體の宅地總價格には何等變動を生ぜぬ。若し個人が全面積を所有する場合は、その中必要なる面積を空地に保有しても土地の總價格に於ては何等減少を生ぜず。而も空地に保有される土地よりの収益を補償される場合は何等損失者となる事は無い。従つて所有者が多數で土地が宅地としての充分なる見込を有する場合は之れに要する補償費は隣接土地の所有者に課税して得らるべきである。

### 幹線道路

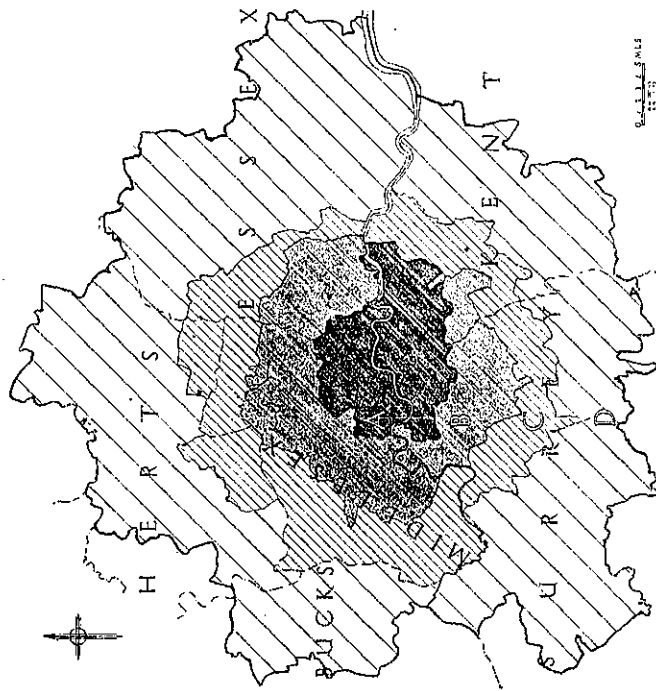
主要幹線道路に於ては local traffic の停止、廻轉等より生ずる交通能率減退による經濟的損失は路線沿の建築間口の經濟價值より遙に大なるものがある。従つて幹線は直通とし、local の路線は相當長區間毎に交叉せしめ、路線沿の建築は止むを得ざる限り方めて之れを禁止し、local traffic は交叉點より一旦 local の路線に入れて荷役を行はしめ、主要路線の近代的快速、安全、經濟、快適を保つべしとしてゐる。

### 將來の統制

現在の大倫敦委員會は法制上單なる顧問機關たるに過ぎず、計畫 (scheme) の立案實施等は各地方廳の權限にある爲、廣大なる空地の保存、直通道路、其の他の建設に對する財政計畫に不合理を生ずる地方廢弊からず、従つて將來は一つの中央委員會を設け、單なる顧問機關たるに止めず、進んで顧問委員會の推薦意見の實行を確保すべきである。

(藤芳義男 抄譯)

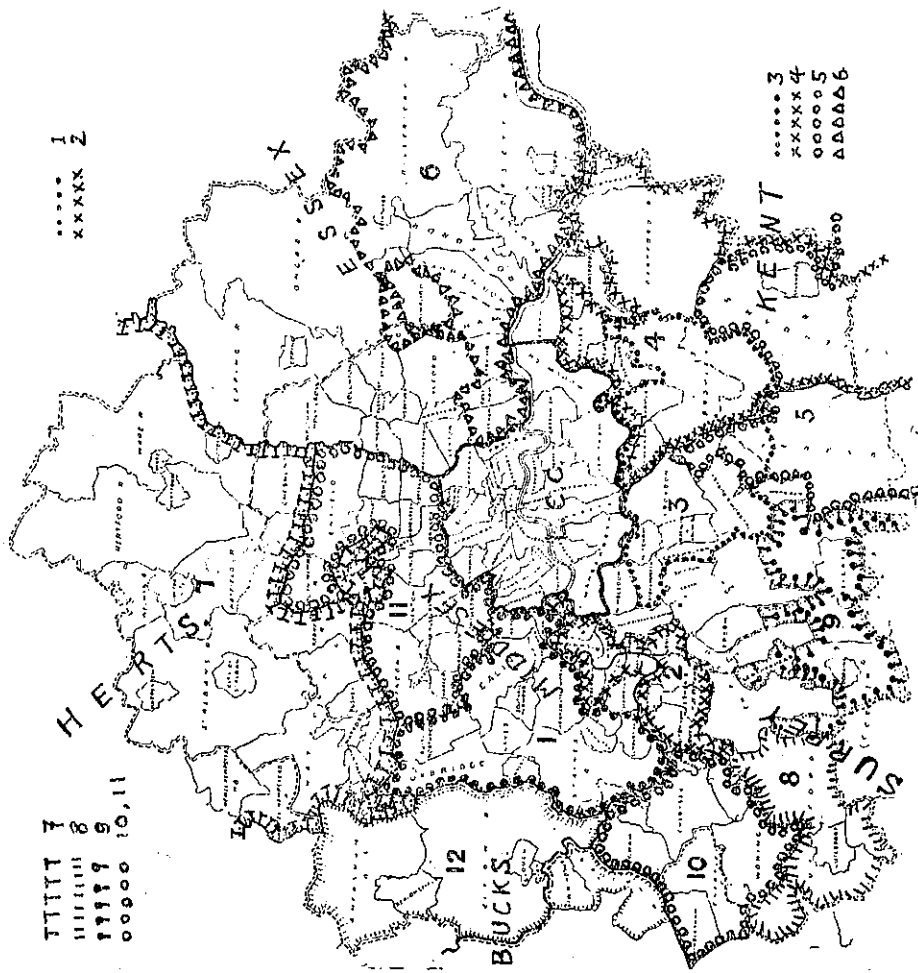
附圖第一 人口の密度(1929年)と増減率(1921~1928)



人口密度(1929)	A	B	C	D
	59.57	17.92	2.89	1.22
同増減率(1921~1928)	1.21%(減)	12.7%(増)	18.90%(増)	

(A is London County)

附圖第二 大倫敦地方計畫内の十二聯合計畫委員區區域

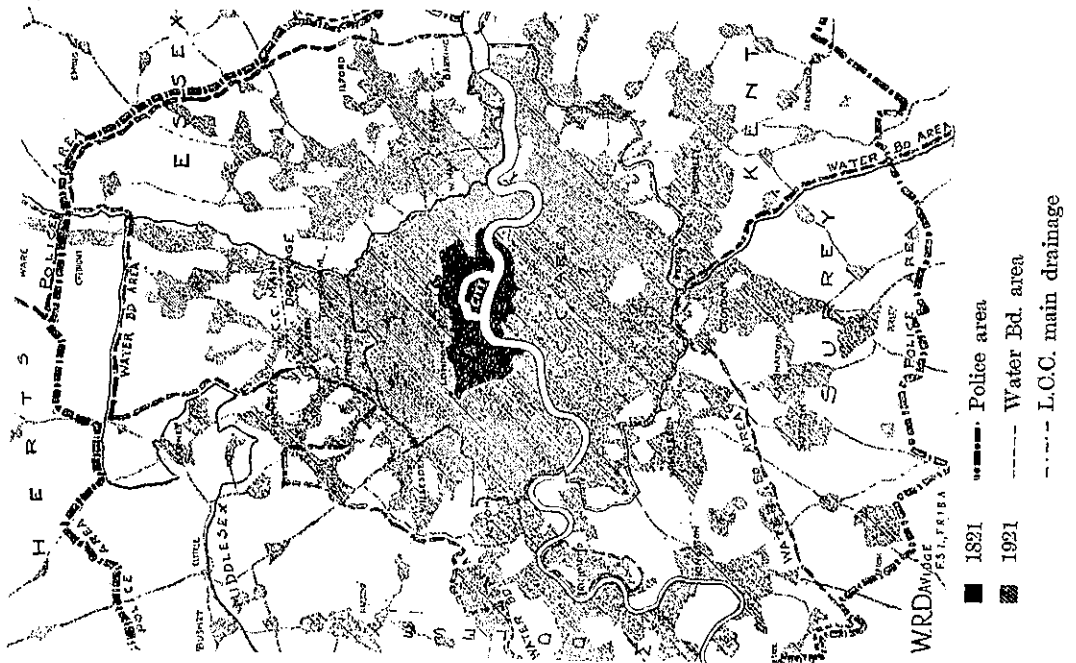


TTTTT 7  
 ||||| 8  
 TTTTT 9  
 OOOOO 10, 11

..... 1  
 XXXXX 2

..... 3  
 XXXXX 4  
 OOOOO 5  
 AAAAA 6

附圖第三 倫敦近郊の建築宅地と警察、上水、下水各管區 (District)



(此圖は倫敦市及近郊の警察、上水、下水各管區を示す)

附圖第四

